

8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

【現状と課題】

スクールカウンセラーへの児童・生徒の相談件数

- ・児童・生徒の悩みは、不登校や友人関係等、多岐にわたる

学校等と全く関わりを持っていない子供の状況

- ・学校等と全く関わりを持っていない子供が約 200 人存在

都立高校の中途退学者数・中途退学率

- ・中途退学者数、退学率は、増加傾向

指導が必要な児童・生徒数

- ・日本語指導が必要な児童・生徒は増加傾向

公立高校（全日制）の学校教育費※

※例えば、授業料、通学費、教科外活動費、教科書等の図書費、制服、修学旅行費等

- ・学校教育費の負担が増加傾向

【強化のポイント】

- 学校とのつながりが全くない子供をなくし、一人ひとりの状況に応じた支援を強化
- 学校と福祉等の関係機関が協働して支援する体制の一層の充実

【指標】

- ✓ 学校とのつながりが全くない児童・生徒をゼロにする

施策展開の方向性^⑱

様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実

1 不登校児童・生徒への支援の充実（指導部・地域教育支援部・都立学校教育部・人事部）

(1) チャレンジクラスの設置

不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うため、区市町村教育委員会が設置するチャレンジクラスに教員を配置するとともに、教室整備に係る費用を補助する。

(2) 不登校対応巡回教員の配置

不登校対応巡回教員が、中学校の巡回拠点校及び巡回校を巡回し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり、不登校生徒の支援の助言等を行うことにより、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援し、不登校の未然防止や不登校生徒の支援の充実を図る。

(3) 学校と家庭の連携推進事業

ア 家庭と子供の支援員の配置

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、家庭訪問等を通して、問題を抱える児童・生徒に関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、

8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

心理学系大学生など)を、区市町村教育委員会の希望を踏まえて、小・中学校に配置する。

イ 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校において、教職員と同支援員が連携して、計画的に児童・生徒やその保護者の支援を行うことができるようにするため、学校管理職及び教職員と同支援員を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、定期的に支援方策等について協議を行う。

ウ スーパーバイザーの配置

「家庭と子供の支援員」が専門家の助言を受けながら、効果的に児童・生徒やその保護者に対して支援を行うことができるようにするため、区市町村教育委員会の方針に基づき、同支援員に定期的に助言を行うスーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）を配置する。

(4) 都立学校における不登校・中途退学対応

ア 「継続派遣校」の指定

不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立学校について、都教育委員会が「自立支援チーム」の「継続派遣校」に指定する。

イ 「自立支援チーム」継続派遣校における自立支援担当教員の指名

校長は、不登校・中途退学対応の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名する。

ウ 自立支援担当教員連絡会の実施

自立支援担当教員の資質向上を目的とした連絡会を実施する。

エ 不登校・中途退学対応に向けた校内体制の整備と自立支援チームや関係機関との連携

(ア) 自立支援担当教員は、校内研修を企画し実施する。校内研修では、支援の必要な生徒・家庭への教員の理解と対応力を深め、校内体制を整備するため、自立支援チームの役割や、外部機関との連携等について周知する。

(イ) 自立支援担当教員は、自立支援チームと連携したケース会議を企画し、支援が必要な生徒に関する情報を教員間で共有し、外部機関との連携・調整等を行う。

(5) 校内別室指導推進事業

都内公立学校の不登校や教室の雰囲気になじめない生徒に対して、校内に居場所（別室）を設置し、支援員による学習指導や相談、デジタル教材による学習等により登校を支援する。

(6) 学びの多様化学校の設置支援

新たに学びの多様化学校の設置を計画している区市町村教育委員会に対し、制度に関する情報提供や文部科学省への指定申請手続を助言するほか、学習環境の整備に向けた経費の補助を行う。

(7) 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援

ア 電話相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者等から寄せられる教育に関する相談を24時間フリーダイヤルで受け、ともに考えることで不安・悩みの軽減を図り、助言・他機関の紹介等を行う。

イ 来所相談による支援

教育に関する相談を受け、心理職等の職員が継続的な相談等を行い、解決に向けての支援を行う。平日は午前9時から午後6時まで、毎月原則第3土曜日は午前9時から午後5時までの相談を引き続き実施する。

ウ メール相談による支援

幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から電子メールで寄せられる教育に関する相談について対応する。

エ SNS 等教育相談による支援

都内在住、在籍の小学生・中学生及び高校生（相当年齢）の子供本人からの教育相談に SNS 等で対応する。

オ 「青少年リスタートプレイス」における支援

高等学校を中途退学した方、高等学校での就学経験のない方、小・中学校で不登校の状態にある方やその保護者の方を対象に、進路に関する情報提供や相談を行い、都立高校への就学支援を行う。

(ア) リスタート登録・通信の発行

継続的な支援を希望する方には、登録（リスタート登録）を受け付け、都立高校についての情報提供や当センターの案内等を定期的に発信する。

(イ) リスタート登録された方向けの支援

a 就学サポート

現在どの学校にも籍がない子供本人に対して、進路に関する面接を計画的・継続的にを行い、都立高等学校への就学に向けて個別に支援する。

b リスタートのための学校説明会

具体的な進路の一例として年3校程度、特色ある教育課程を実施している都立高等学校から直接話を聞ける説明会を開催する。

カ 「思春期サポートプレイス」における支援

不登校や登校しぶり、ひきこもり状態にある子供とその保護者を主な対象に、心理や医療・福祉等の専門家を交え、ともに考える場を保護者に提供し、子供の将来的な社会的自立を支援する。

(ア) 思春期サポートプレイス通信の発行

思春期サポートプレイス講演会やグループミーティング、講演会講師のインタビュー等を定期的に発信する。

(イ) リスタート登録された方向けの支援

a 思春期サポートプレイスグループミーティング

東京都教育相談センターの心理職からの助言を交え、保護者同士が体験や気持ちを共有し、子供の成長を支える親子関係の在り方について話し合う。

(ウ) リスタート登録されていない方でも参加可能な支援

a 思春期サポートプレイス講演会の開催

不登校やひきこもりの状態にある子供の学校復帰や社会参加に資するテーマで、保護者を対象に開催する。

キ 「自立支援チーム」と東京都教育相談センターの接続

自立支援チームが関わっている都立学校における不登校、中途退学等を経験した生徒のうち進学を希望する生徒・保護者等を東京都教育相談センターへ案内する。

ク 学校等への支援

(ア) 教職員等向け相談の一層の充実

教職員等からの幼児・児童・生徒等の理解とその対応に関する相談や教育相談の推

8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

進等に係る相談において、専任の相談員を配置することで、相談体制の一層の充実を図り、電話等で受け、問題解決に向けて助言等を行う。

(イ) 所員及び専門家等の派遣

所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣

研修・事例検討：いじめ、不登校、集団不適應等の未然防止及び対応のため、児童・生徒の面接及び事例検討並びに研修を行う。

緊急支援：児童・生徒等に関わる事件・事故が発生した際に、幼児・児童・生徒、教職員及び保護者の心のケアと学校（園）における日常性を取り戻すため学校等に派遣する。

(ウ) 都立学校教育相談担当者との連携の推進

都立学校教職員の教育相談に関する資質向上及び学校の教育相談活動等の充実に向けて、都立学校教育相談担当者連絡会を開催する。

(エ) 区市町村教育相談機関との連携の推進

東京都における教育相談のより一層の充実、振興に資するため、教育相談主管課長連絡会、教育相談担当者連絡会を開催し、各区市町村立教育相談所（室）及び教育支援センターとの連携、協力を推進する。

(8) 小・中学校における不登校対応

ア 校内別室指導支援員配置事業（校内教育支援センター支援員配置事業）

各学校において、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心して、自己存在感や充実感を感じられる場所を校内に設置して対応できるよう、支援員を配置するための費用を補助する。

イ 不登校対応事例のデータベース化

不登校対応巡回教員、校内別室指導支援員等による対応事例を収集し、データベース化することにより、各学校の実情に応じた不登校対応の充実を図る。

ウ 区市町村への不登校対応支援事業

(ア) 専門性の高い都ユースソーシャルワーカー等を区市町村へ派遣し、区市町村スクールソーシャルワーカーに対する助言・サポートなどの支援を実施する。

(イ) 令和6年度に作成したガイドラインを活用し、区市町村のスクールソーシャルワーカーを対象とした体系的な研修を実施する。

(9) 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた体験活動プログラム

不登校児童・生徒に対し、青少年教育NPO等が実施する体験活動プログラムを提供する。あわせて、不登校対応に精通した研究者等による専門家会議を設置し、プログラムの実施状況を評価・検証する。効果的な体験活動のプログラムの提供を通じて、学校教育だけでは支援できない児童・生徒への多様な教育機会を確保し、社会的自立を支援していく。事業の実施に当たっては、区市町村の教育支援センター等との連携を図る。

(10) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用推進

平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会、教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の内容について理解を深めるための補助資料「研修ミニキット」を作成・配布するとともに、校内研修等でのガイドブック活用を更に推進する。また、区市町村教育委員会の要請に応じ、都教育委員会指導主事等が研修講師として研修を実施するなど、適切なアセスメント手法や効果的な支援の内容・方法な

などを普及する。

(11) 教育支援センターの機能強化補助事業の実施

不登校の児童・生徒への無償の学習機会を確保し、区市町村の設置する教育支援センターの機能強化を図るために、新規設置、人材配置、民間事業者の活用、学習環境の充実等についての経費を補助する。

(12) 学びのセーフティネット事業

NPO等の外部機関と連携して、不登校をはじめ様々な課題を抱える生徒等に対して、日常生活の中で拠り所となる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

(13) 令和7年度チャレンジクラス設置校、不登校対応巡回教員担当校、学びの多様化学校、教育支援センター、フリースクール等協議会の実施

不登校児童・生徒個々の状況に応じ、社会的自立に向けた支援が行えるよう、区市町村教育委員会及び区市町村立学校と不登校児童・生徒への支援を行っているフリースクール等民間施設・団体等との連携の在り方等について協議し、連携を推進する。

(14) 資料「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて」の活用推進

令和3年度に作成し、学校や家庭がフリースクール等の民間施設・団体と一層連携を推進するために必要な留意点等を記載した資料「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて」を都内全小・中学校に配布した。この資料を活用し、区市町村教育委員会と連携して、不登校児童・生徒への支援の在り方について教職員及び保護者の理解促進を図る。

(15) 困難を抱える生徒を受け入れる学校の相談等環境整備

令和6年10月に策定した「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」に基づき、多様な生徒の受入環境充実に向けて、令和8年4月から学校改編（1校）や増学級（2校）を実施するに当たり、生徒の相談スペースや教室等の確保のための環境整備を行う。

2 身体面・心理面・社会面からのアセスメントの充実（指導部）

(1) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用推進（再掲）

平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会、教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の内容について理解を深めるための補助資料「研修ミニキット」を作成・配布するとともに、校内研修等でのガイドブック活用を更に推進する。また、区市町村教育委員会の要請に応じ、都教育委員会指導主事等が研修講師として研修を実施するなど、「身体・健康面」、「心理面」、「社会・環境面」に着目した適切なアセスメントの手法や効果的な支援の内容・方法などを普及する。

3 人材の活用促進（指導部・人事部）

(1) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実（再掲）

児童・生徒からの訴えを確実に受け止め、相談した児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、児童・生徒の不安や悩みに対して、スクールカウンセラーを含む全ての教職員がいつでも相談に応じる体制の充実を図る。

(2) スクールカウンセラーの配置（特別支援学校）（再掲）

視覚障害、聴覚障害及び知的障害のある児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして都立盲学校、都立ろう学校、就業技術科及び職能

8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

開発科を設置する都立知的障害特別支援学校に正式配置する。また、知的障害が中重度の児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして、これまで配置のなかった全ての都立特別支援学校に配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るモデル事業を実施する。

(3) シニア・スクールカウンセラー（SSC）の配置（再掲）

都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、拠点を設けて配置する。

(4) スクールカウンセラーの追加配置（再掲）

各地区や学校の実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、スクールカウンセラーの週2日・3日配置校を拡充する。

(5) 「学校サポートチーム」の機能強化（再掲）

いじめ、暴力行為等の問題行動の解決と児童・生徒の健全育成に向けて、学校、家庭、地域、警察、児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている「学校サポートチーム」を有効に機能させ、活用を促進する。

(6) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進（再掲）

いじめ、不登校、暴力行為等、生活指導上の課題に対して、社会福祉等の専門家の助力を得て解決を図ることができるようにするため、区市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

(7) エデュケーション・アシスタント配置支援事業（再掲）

公立小学校において、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員等を配置する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会がその任用費用を補助する事業を令和4年度から実施している。これにより、教育の質の向上と教員の負担軽減を推進する。

4 福祉・医療等の関係機関、団体等との連携の強化（地域教育支援部・指導部）

(1) 関係機関及び団体との連携の強化・促進

スクールソーシャルワーカーやユースソーシャルワーカーを対象とした研修の実施により、福祉・保健・医療機関等との効果的かつ具体的な連携の在り方等についてのスキルアップを図り、関係機関及び団体との連携を強化・促進する。

(2) 令和7年度チャレンジクラス設置校、不登校対応巡回教員担当校、学びの多様化学校、教育支援センター、フリースクール等協議会の実施（再掲）

不登校児童・生徒個々の状況に応じ、社会的自立に向けた支援が行えるよう、区市町村教育委員会及び区市町村立学校と不登校児童・生徒への支援を行っているフリースクール等民間施設・団体等との連携の在り方等について協議し、連携を推進する。

5 チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校等の充実（都立学校教育部）

(1) チャレンジスクール・昼夜間定時制高校等の充実

不登校経験のある生徒等、困難を抱える生徒のニーズに適切に応えられるよう、チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校の受入規模を拡大するなど、受入環境の充実を図っていく。また、夜間定時制高校において、入学者数の動向などニーズを踏まえた上で必要な見直しを

行うとともに、多様な生徒の実態にきめ細かく対応した教育内容等の充実を図るなど、望ましい学習・教育環境を確保する。

6 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（再掲）（都立学校教育部・地域教育支援部・総務部）

(1) 通信制高校におけるデジタル環境の整備

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながら e-ラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、デジタルを活用した学習環境を整備する。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO 等と連携した居場所づくり）

通信制高等学校等の生徒に対し、学校と NPO 等が連携して、日常の生活の中で拠り所となる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

7 外国人児童・生徒等に対する日本語指導の充実（グローバル人材育成部）

(1) 「日本語指導推進ガイドライン」及び日本語指導教材の活用促進

ア 日本語指導推進ガイドライン

令和 6 年 3 月に東京都教育委員会が作成した、教職員向け指導資料「日本語指導推進ガイドライン」（デジタルブック）を活用した取組を広く周知し、東京都公立学校における日本語指導の推進を図る。また、令和 7 年 3 月に作成した日本語指導推進校の実践等を取りまとめた「日本語指導推進ガイドライン（実践編）」をデジタルブック化する。

イ 日本語指導教材

日本語指導に活用できる都教育委員会作成の教材「東京の学校生活」や「たのしいがっこう」、指導資料「日本語指導ハンドブック」等の活用を図り、効果的な指導・支援につなげる。

(2) 対話型アセスメント及びオンラインアセスメントの実施支援

日本語の能力に沿った指導・支援につなげるため、義務教育段階の児童・生徒を対象に「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメント DLA」を活用する。実態を把握する実施者を養成するため、教員向けと外部人材向けの講習会を開催するとともに、区市町村での実施を支援する。

都立高校の生徒を対象に、客観的な統一基準で日本語の能力を測定する ICT を活用したオンラインテストのアセスメントを実施する。

(3) 公立小・中学校等における外国人の子供の就学促進

ア 外国人の子供の就学に関するガイドラインの策定

外国人の子供の就学機会を確保するため、令和 3 年度に外国人の子供の就学に関する標準的な事務手順を示したガイドラインを策定し、区市町村に対して本ガイドラインに基づき、就学促進等に取り組むよう通知している。

イ 外国人の子供の就学促進事業

外国人の子供の就学機会を確保するため、外国人の子供に対する日本語教室の開設や地域社会との交流促進などの取組を実施する区市町村に対し、国庫補助に加え、財政支援を実施する。

8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

(4) 都立学校における外国人児童・生徒等の日本語習得に向けた支援

ア 日本語指導の外部人材活用

都立学校における日本語指導が必要な外国人児童・生徒等が在籍する学校を対象に、外部人材の活用に伴い必要な予算を配付する。

イ 多文化共生スクールサポートセンター事業の実施

日本語指導が必要な児童・生徒が在籍する全ての都立学校を対象に、児童・生徒への日本語指導の支援のため、日頃から学校訪問等を行いながら、支援に関する相談対応や、日本語指導支援員や通訳等の専門家など外部人材の紹介等を行う。

(5) 高等学校における在京外国人生徒等対象の適切な募集枠の設定

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、在京外国人生徒等対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、都立高校における適切な募集規模を検討する。

(6) 都立高校におけるダイバーシティ教育の推進

日本語指導が必要な生徒に対応する在京外国人生徒等募集枠設置校を拡大の上、ダイバーシティ推進校に指定し、日本語指導の拠点校化を図るとともに、異文化・多様性への理解を深める教育を推進する。

(7) 都立高校新入生春期・土曜日本語講座の実施

日本語の能力が入門・初級レベルの都立高校の新入生を対象に、春期・土曜に4か国語（英語・中国語・ネパール語・日本語）で、日本語を学習する講座を実施し、教科の学習につながる日本語の学習を早期に開始し、高校生活を円滑に開始できるよう、中学から高校への接続を支援する。

8 デジタルを活用した支援の充実（総務部・都立学校教育部・指導部）

(1) バーチャル・ラーニング・プラットフォーム

アバターやビデオ会議システムを活用した学習環境・相談環境を都内自治体等に向け提供するとともに、事業に参加する自治体間で仮想空間の活用に向けた知見を共有し合う連絡会を行う。

(2) 長期入院する高校生への学習支援

長期入院する都立高校生が、オンラインを活用した在籍校等の授業配信等により、単位認定を受けられるよう支援する。

(3) デジタル教科書活用促進（再掲）

「デジタルを活用したこれからの学び」事業において、デジタル教科書の効果的な活用法に関する研究及び情報発信を行うことで教育DXの一層の推進を図るため、都立高等学校等6校、都立特別支援学校1校をパイロット校として指定するとともに、区市町村から2自治体をモデル地区として指定し、活用促進に係る効果検証を行う。

(4) 新分野のデジタル教材開発（再掲）

学習指導要領で定められている教科の枠組みを超えて、都立高等学校等の生徒が自分の興味・関心に応じて、社会変化に対応できる力（創造性、主体性、チャレンジ精神等）を育成することができる教材を開発する。

(5) 新たな教育スタイルの研究指定校におけるオンデマンド教材等による単位認定等の実証（再掲）

都立高等学校等において、不登校の生徒に、オンラインを活用した遠隔授業による受講や、オンデマンド教材等による学習を促すと同時に、学習状況を把握して適切に評価し、学習の成果を単位認定につなげる取組を支援する。また、それらの取組の実践事例等の普及を通じて、都立高等学校等に対して新たな教育のスタイルの考え方や実践について提示する。

9 都立高等学校における居場所の創出（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 校内居場所カフェの開設（都立学校における不登校・中途退学対応）

都立のチャレンジスクール（2校）に校内居場所カフェを設置し、ユースソーシャルワーカーが日常の学校生活に関わり、生徒との信頼関係を構築することにより、生徒が抱える様々な課題・悩みを早期発見し、個別の支援を行う。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（再掲）

通信制高等学校等の生徒に対し、学校とNPO等が連携して、日常の生活の中で拠り所となる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

施策展開の方向性²⁰

社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの充実

1 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実（指導部・地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 都立学校における不登校・中途退学対応（再掲）

ア 「継続派遣校」の指定

不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立学校について、都教育委員会が「自立支援チーム」の「継続派遣校」に指定する。

イ 「自立支援チーム」継続派遣校における自立支援担当教員の指名

校長は、不登校・中途退学対応の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名する。

ウ 自立支援担当教員連絡会の実施

自立支援担当教員の資質向上を目的とした連絡会を実施する。

エ 不登校・中途退学対応に向けた校内体制の整備と自立支援チームや関係機関との連携

(ア) 自立支援担当教員は、校内研修を企画し実施する。校内研修では、支援の必要な生徒・家庭への教員の理解と対応力を深め、校内体制を整備するため、自立支援チームの役割や、外部機関との連携等について周知する。

(イ) 自立支援担当教員は、自立支援チームと連携したケース会議を企画し、支援が必要な生徒に関する情報を教員間で共有し、外部機関との連携・調整等を行う。

(2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組

ア 継続派遣校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校に対し、学校経営支援センターと緊密に連携しながら「自立支援チーム」のスタッフを定期的に派遣し、一人一人の生徒等に応じた支援を継続的に実施する。

イ その他の都立学校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校以外の都立学校についても、学校経営支援センターと緊密に連携し、当該校からの要請に応じて「自立支援チーム」のスタッフを派遣し、生徒の状況を踏まえてきめ

8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

細かな支援を実施する。

ウ 関係機関とのネットワークの構築

中途退学又は進路が決まらないまま卒業する生徒等への就労・再就学に向けた支援を効果的に行うため、関係機関との間でネットワークづくりを進める。

(3) ユースソーシャルワーカー（主任）の配置

急迫した対応を要する困難なケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図るため、高度な専門的知識や豊かな支援経験を有するユースソーシャルワーカー（主任）を配置する。

ユースソーシャルワーカー（主任）は、継続派遣校での支援困難なケースに対して、ユースソーシャルワーカー等へ助言等を実施するほか、継続派遣校以外の都立学校に対しても、学校が抱える困難なケースに対して、学校へ訪問するなどして支援を行う。

また、就労系ユースソーシャルワーカー（主任）を配置し、普通科高校を中心とした進路指導体制の充実を図り、就職を希望する生徒への支援を強化する。

(4) 校内別室指導推進事業（再掲）

都内公立学校の不登校や教室の雰囲気になじめない生徒に対して、校内に居場所（別室）を設置し、支援員による学習指導や相談、デジタル教材による学習等により登校を支援する。

(5) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（再掲）

通信制高等学校等の生徒に対し、学校とNPO等が連携して、日常生活の中で拠り所となる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

2 給付型奨学金等による支援（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 給付型奨学金による支援の実施

家庭の経済状況にかかわらず、誰もが学べる環境を実現するためには保護者の教育費負担の軽減が重要なことから、多様な教育活動を対象とした奨学金を現物給付することにより、生徒が教育活動に主体的に参加する機会を確保する。

(2) 高等学校授業料実質無償化

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、保護者の所得にかかわらず子供たちが将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現するため、都立高校等の授業料に係る所得制限を撤廃し、授業料の実質無償化を実施する。

(3) 学校給食費の負担軽減（都立学校・区市町村立学校）

国の方策が講じられるまでの間、都立学校の保護者等が負担する学校給食費について都が負担するとともに、都内区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合に、その費用を支援する。